

令和6年5月28日
 子ども・若者部
 子ども家庭課
 児童相談支援課
 保 育 課

社会的養護施設等の運営法人に関する報道及び区の対応について

1 主旨

令和6年5月14日(火)、世田谷区の社会的養護施設等を運営している社会福祉法人福音寮の理事長が、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕されたとの報道があった。

区及び当該法人は、この報道を受け、速やかに施設利用児童の保護者等に説明や通知を行った。

特に理事長が施設長を兼ねている児童養護施設は、日常的な関わりが深いことから、5月14日(火)に緊急児童集会を実施し、子どもへの説明、翌日以降子どもの保護者への説明を行ったところである。施設等で生活する子どもや保護者に不安が広がることがないように、子どもの安心と安全を第一に、東京都及び児童相談所設置区で協議の上、子どもへの面接等を行う等の調整を図っており、本件に関する区の対応について報告する。

2 当該法人が区から受託または区内で運営している施設等

施設等種別	設置数
児童養護施設（グループホーム含む）	1 箇所
母子生活支援施設	1 箇所
学習・生活支援拠点	1 箇所
おでかけひろば	1 箇所
認可保育所	3 箇所
子どものショートステイ・トワイライトステイ	1 箇所

3 児童養護施設措置児童への対応

(1) 早急に取り組む対応

都区では、都内の児童相談所設置自治体が所管する児童養護施設等を相互に活用している。令和6年4月30日現在、当該児童養護施設に措置されている児童は49名で、世田谷区が措置している児童が7名、都及び他の児童相談所設置区から措置されている児童が42名となっている。

報道を受け、5月17日(金)に、都及び児童相談所設置区で構成する「臨時都区合同所長会」を開催し、子どもへのケアを最優先に、子どもと面接を行うよう調整を行い、措置元児童相談所が順次、子どもの面接を行っている。

(2) 今後の対応

本件のような事例が二度と起きないように、当該法人が実施する再発防止のための検証の動向を踏まえるとともに、区内で児童福祉に携わる職員への子どもの権利擁護に関する研修を強化し、職業倫理の確立に努める。